

「中華人民共和国電子商取引法」
の改正に関する決定
(意見募集稿)

一. 第四十三条を次のように修正する。「プラットフォーム内経営者は転送された通知を受け取った後、電子商取引プラットフォーム経営者に侵害行為が存在しない声明を提出することができる。声明には、侵害行為が存在しない初歩的な証拠を含まなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は声明を受け取った後、当該声明を、通知を出す知的財産権利者に転送し、かつ関係主管部門に苦情を申し立て又は人民法院に起訴することができることを告知しなければならない。電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権利者に送達された後の 20 営業日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていなかった場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。

プラットフォーム内経営者が潜在的な知的財産権の侵害によって生じる損失の賠償に用いる相応の担保を提供する場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、講じた措置を一時的に中止することができる。

プラットフォーム内経営者が、虚偽の侵害行為が存在しない声明を提出したことにより、権利者の損失が拡大した場合は、負うべき賠償責任が倍増する。」

二. 第八十四条を次のように修正する。「電子商取引プラットフォーム経営者が本法第四十二条、第四十五条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者による知的財産権侵害行為に対し、法に従い必要な措置を講じていなかった場合、関係知的財産権法執行部門は期限を定めた是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、50 万元以上 200 万元以下の罰金に処する。情状が特に深刻な場合、関係部門はそれが展開するネットワーク関連の経営活動を制限し、さらに、ネットワーク経営関連の許可証を取り消すことができる。」

出所：2021 年 8 月 31 日 国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202108/t20210831_334252.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい